

答申乙第78号（諮問乙第97号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県公安委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、第2の2（4）に記載の行政文書の一部である令和〇年〇〇月〇〇日付け『調査結果報告書』の全てについては開示すべきであるが、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年6月29日付け、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によるものとされる同条例附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）に基づき、宮城県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「令和〇年〇〇月〇〇日付け宮城県公安委員会あて苦情申出書及び同年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号に付随する行政文書一式」との内容の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。
 - （1）苦情の受理及び調査指示書(案)の作成について【〇〇〇〇・捜二】（令和〇年〇〇月〇〇日起案）
 - （2）苦情調査指示書（令和〇年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号）副本
 - （3）苦情申出書（令和〇年〇〇月〇〇日付け）別紙含む
 - （4）苦情の調査結果及び回答案等の作成について（〇〇〇〇・捜査第二課）（令和〇年〇〇月〇〇日起案）
 - （5）調査結果の通知について（令和〇年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号）副本

その上で、実施機関は本件行政文書（2）、（3）、（5）については開示、本件行政文書（1）、（4）については一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年7月8日付けで審査請求人に通知した。

条例第18条第1項第4号該当

イ 本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書の中には、公表さ

れていない警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらの情報を開示することにより、当該職員等に危害等が加えられるおそれ新たに生ずるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

ロ 本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書の中には、犯罪捜査に関する情報が含まれており、これらの情報を開示することにより、捜査に支障が生ずるおそれがあることから、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

条例第18条第1項第6号該当

本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書の中には、警察業務に必要な不可欠な通信手段として設置している警察電話の番号が記録されており、当該情報を開示することにより警察組織内における警察電話の通信が妨げられるなど、警察事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

3 審査請求人は、令和3年8月4日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分のうち、条例第18条第1項第4号該当を理由とした部分開示決定を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち、条例第18条第1項第4号該当とした行政文書の不開示箇所のみ取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

第一に、警察職員の氏名及び印影は「慣行として公にすることが予定されている情報」であり、その氏名（名字）の印影の開示も公共安全と秩序の維持に支障をきたすおそれを懸念すること自体、社会通念上著しく不合理であるから、本件処分は条例第18条第1項第4号事由には該当しない。

第二に、犯罪捜査に関する情報とされる不開示箇所は、別紙「令和〇年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号」等のとおり、既に慣行として情報開示されてきた箇所であり、関連法令である、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項括弧書で適用除外対象であり、別紙判例と同様、情報

公開することこそ請求人と警察職員らとの信頼関係を築く手段であって、公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれを懸念することは社会通念上著しく不合理であり、極めて恣意的であるから、本件処分も明らかに条例第18条第1項第4号に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件行政文書の性質

本件行政文書は、宮城県公安委員会苦情取扱規程（平成13年宮城県公安委員会規程第7号）に基づき、審査請求人が提出した苦情申立書に関して、公安委員会が警察本部長に対する調査指示書を起案した文書及び警察本部長から調査結果を受けて回答案を起案した文書である。

2 条例第18条第1項第4号該当性について

審査請求人は、公安委員会が行った処分のうち、条例第18条第1項第4号により非開示となった情報について、非開示情報に該当しないとして処分の取消しを求めていることから、以下、条例第18条第1項第4号該当性について理由を述べる。

本件行政文書には、警察職員の氏名及び印影が記録されている。公表されていない警部補以下の警察職員の氏名及び印影は、開示することにより、当該警察職員やその家族等に危害が加えられるおそれが新たに生ずるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから、本号に該当する。

また、本件行政文書には、犯罪捜査に関する情報が記録されている。これらの情報を開示することにより、事件の関係者が当該情報を入手した場合、逃走や証拠隠滅等の対抗措置を講じられることにより、当該捜査に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、審査請求人が令和〇年〇〇月〇〇日に苦情取扱規程に基づき、審査請求人が提出した苦情申立書に関して、公安委員会が警察本部長に対する調査指示書を起案した文書及び警察本部長から調査結果を受けて回答案を起案した文書に記録された審査請求人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。なお、審査請求人は第3の2に記載のとおり、条例第18条第1項第4号該当の非開示情報の妥当性について審査を求めており、その範囲に限って検討を行うこととする。

3 条例第18条第1項第4号該当性について

条例第18条第1項第4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

これは、県は、公共安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているため、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている個人情報については、実施機関の第一次的な判断を尊重し、個人情報の開示をしないことを定めたものと解される。

(1) 「公表されていない警察職員の氏名・印影」について

審査会で本件行政文書を見分したところ、警部補相当職以下の警察職員の氏名と印影が非開示とされている。

警察職員の氏名に関する取扱いについては、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部が行政文書の開示・非開示の決定に際して準拠すべき基準として定めた「公安委員会・県警察本部における個人情報保護条例審査基準」に開示基準が示されており、同基準「4 条例第18条第1項第4号（公共安全等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準 警察職員の氏名に関する情報の開示の基準」において、「警察職員の氏名については、その職務の特殊性から、開示することにより、職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれが新たに生じるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、非開示となる。ただし、

警部又は同相当職以上の警察職員の氏名に関しては、宮城県職員録への掲載及び新聞の人事異動記事への掲載によって公表され、警察職員である事実は既に明らかにされており、開示によって、新たに支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、開示する。」とされている。

警察職員の氏名等については、宮城県情報公開審査会答申第58号（平成16年9月30日答申）において、「警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが、こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名等を公開することによって、警察組織に怨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められる。」としている。この判断は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項第4号に関してなされたものであるが、その非開示の趣旨を共通とする本条例の判断においても十分是認し得るものであると認められる。

以上のとおり、条例第18条第1項第4号の解釈上、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部の第一次的な判断である上記審査基準に則り、警察職員の氏名等を非開示とした実施機関の判断は尊重されるべきであること、及び警察職員の氏名等に関する従前の答申における判断が、本件においても適用できるものであることから、公表されていない警察職員の氏名・印影については非開示とすることが妥当である。

(2) 「犯罪捜査に関する情報」について

実施機関は、本件行政文書（4）において、捜査に関する情報を非開示としているが、本件行政文書（5）において、非開示とした捜査に関する情報を審査請求人に既に通知しているため、これらは審査請求人が了知しうる情報である。よって、本人に開示しても、捜査に支障が生じるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとは考えられないことから、条例第18条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断について、相当な理由があるとは認められない。したがって、当該部分は同号の非開示情報に該当せず、開示すべきである。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 付言

審査会で本件行政文書を見分したところ、本件行政文書(4)の完結欄において、非開示情報である警部補相当職以下の警察職員の印影による訂正印が、非開示情報以外の部分に重なっており、当該訂正印を黒塗りとすることにより、非開示情報以外の部分も見えない状態であることが認められた。非開示情報である印影と重なって、非開示情報以外の部分が黒塗りされてしまうことは、結果としてやむを得ないものであるが、本来開示されるべき情報が開示されない事態になってしまうことは望ましいものではない。このような場合は、決定通知の中で、重なることによって判読することが困難な部分について、補足説明を加える等、請求者の理解が得られるような方法をとることが望ましい。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年8月26日	○諮問を受けた（諮問乙第97号）。
令和5年4月20日 （第272回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年6月30日 （第273回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年7月28日 （第274回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年8月23日 （第275回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年10月27日 （第277回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年11月30日 （第278回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年12月22日 （第279回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年1月26日 （第280回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年2月27日 （第281回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和6年3月26日現在)

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋洋介	弁護士	会長
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
吉田大輔	弁護士	

(五十音順)

答申乙第79号（諮問乙第98号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県公安委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙1については開示すべきであるが、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年7月15日付け、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によるものとされる同条例附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）に基づき、宮城県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「令和〇年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号調査結果の通知について及び付随する行政文書（決裁書など）一式（苦情申立書などを含む）」との内容の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。
 - （1）苦情の受理及び調査指示書(案)等の作成について【〇〇〇〇・捜二】（令和〇年〇〇月〇〇日起案）
 - （2）苦情調査指示書（令和〇年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号）副本
 - （3）苦情申出書（令和〇年〇〇月〇〇日付け）別紙含む
 - （4）苦情の調査結果及び通知案等の作成について（〇〇〇〇・捜査第二課）（令和〇年〇〇月〇〇日起案）
 - （5）調査結果の通知について（令和〇年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号）副本

その上で、実施機関は本件行政文書（2）、（3）、（5）については開示、本件行政文書（1）、（4）については、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年7月28日付けで審査請求人に通知した。

条例第18条第1項第4号該当

イ 本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書の中には、公表されていない警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらの情報を

開示することにより、当該職員等に危害等が加えられるおそれが新たに生ずるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

ロ 本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書の中には、犯罪捜査に関する情報が含まれており、これらの情報を開示することにより、捜査に支障が生ずるおそれがあることから、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

条例第18条第1項第6号該当

本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書の中には、警察業務に必要な不可欠な通信手段として設置している警察電話の番号が記録されており、当該情報を開示することにより警察組織内における警察電話の通信が妨げられるなど、警察事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

3 審査請求人は、令和3年8月4日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分のうち、条例第18条第1項第4号該当を理由とした部分開示決定を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち、条例第18条第1項第4号該当とした行政文書の不開示箇所のみ取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

第一に、警察職員の氏名及び印影は「慣行として公にすることが予定されている情報」であり、その氏名（名字）の印影の開示も公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれを懸念すること自体、社会通念上著しく不合理であるから、本件処分は条例第18条第1項第4号事由には該当しない。

第二に、犯罪捜査に関する情報とされる不開示箇所は、別紙「令和〇年〇〇月〇〇日付け宮公委第〇〇〇〇号」等のとおり、既に慣行として情報開示されてきた箇所であり、関連法令である、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項括弧書で適用除外対象であり、別紙判例と同様、情報公開することこそ請求人と警察職員らとの信頼関係を築く手段であって、公共

の安全と秩序の維持に支障を来すおそれを懸念することは社会通念上著しく不合理であり、極めて恣意的であるから、本件処分も明らかに条例第18条第1項第4号に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件行政文書の性質

本件行政文書は、宮城県公安委員会苦情取扱規程（平成13年宮城県公安委員会規程第7号）に基づき、審査請求人が提出した苦情申立書に関して、公安委員会が警察本部長に対する調査指示書を起案した文書及び警察本部長から調査結果を受けて回答案を起案した文書である。

2 条例第18条第1項第4号該当性について

審査請求人は、公安委員会が行った処分のうち、条例第18条第1項第4号により非開示となった情報について、非開示情報に該当しないとして処分の取消しを求めていることから、以下、条例第18条第1項第4号該当性について理由を述べる。

本件行政文書には、警察職員の氏名及び印影が記録されている。公表されていない警部補以下の警察職員の氏名及び印影は、開示することにより、当該警察職員やその家族等に危害が加えられるおそれが新たに生ずるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから、本号に該当する。

また、本件行政文書には、犯罪捜査に関する情報が記録されている。これらの情報を開示することにより、事件の関係者が当該情報を入手した場合、逃走や証拠隠滅等の対抗措置を講じられることにより、当該捜査に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立つて条例を解釈し、以下のとおり判断す

る。

2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、審査請求人が令和〇年〇〇月〇〇日に苦情取扱規程に基づき、審査請求人が提出した苦情申立書に関して、公安委員会が警察本部長に対する調査指示書を起案した文書及び警察本部長から調査結果を受けて通知案を起案した文書に記録された審査請求人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。なお、審査請求人は第3の2に記載のとおり、条例第18条第1項第4号該当の非開示情報の妥当性について審査を求めており、その範囲に限って検討を行うこととする。

3 条例第18条第1項第4号該当性について

条例第18条第1項第4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

これは、県は、公共安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている個人情報については、実施機関の第一次的な判断を尊重し、個人情報の開示をしないことを定めたものと解される。

(1) 「公表されていない警察職員の氏名・印影」について

審査会で本件行政文書を見分したところ、警部補相当職以下の警察職員の氏名と印影が非開示とされている。

警察職員の氏名に関する取扱いについては、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部が行政文書の開示・非開示の決定に際して準拠すべき基準として定めた「公安委員会・県警察本部における個人情報保護条例審査基準」に開示基準が示されており、同基準「4 条例第18条第1項第4号（公共安全等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準 警察職員の氏名に関する情報の開示の基準」において、「警察職員の氏名については、その職務の特殊性から、開示することにより、職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれが新たに生じるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、非開示となる。ただし、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名に関しては、宮城県職員録への掲載及

び新聞の人事異動記事への掲載によって公表され、警察職員である事実は既に明らかにされており、開示によって、新たに支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、開示する。」とされている。

警察職員の氏名等については、宮城県情報公開審査会答申第58号（平成16年9月30日答申）において、「警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが、こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名等を公開することによって、警察組織に怨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められる。」としている。この判断は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項第4号に関してなされたものであるが、その非開示の趣旨を共通とする本条例の判断においても十分是認し得るものと認められる。

以上のとおり、条例第18条第1項第4号の解釈上、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部の第一次的な判断である上記審査基準に則り、警察職員の氏名等を非開示とした実施機関の判断は尊重されるべきであること、及び警察職員の氏名等に関する従前の答申における判断が、本件においても適用できるものであることから、公表されていない警察職員の氏名・印影については非開示とすることが妥当である。

(2) 「犯罪捜査に関する情報」について

実施機関は、本件行政文書（4）において、捜査に関する情報を非開示としているが、本件行政文書（5）において、非開示とした捜査に関する情報を審査請求人に既に通知しているため、これらは審査請求人が了知しうる情報である。よって、本人に開示しても、捜査に支障が生じるおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとは考えられないことから、条例第18条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断について、相当な理由があるとは認められない。したがって、当該部分は同号の非開示情報に該当せず、開示すべきである。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 付言

審査会で本件行政文書を見分したところ、本件行政文書（2）及び（3）中の起案者の職名について、部分開示決定通知書の非開示対象項目に明示がないにも関わらず非開示とされている。その理由について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該部分は実施機関の事務担当者（以下「担当者」という。）が誤って非開示で本件行政文書の開示を実施してしまったとのことであった。

実施機関によると、警部補又は警部補相当職以下（以下「警部補等」という。）の職員においては、係内に同一職名の職員が他にいない場合、個人が特定されるおそれがあり、捜査に支障があるため、職名を非開示とする取扱いをしているとの説明であった。説明の適否はともかく、本事例においては当時警部補等が係内に複数名在籍していたが、担当者は当初、警部補等が係内に1名のみと誤認し、上記取扱いにより警部補等の職名については非開示と認識した。しかし、担当者は当該職名を非開示対象項目に記載しないまま部分開示決定通知書を起案し、決裁を受けた。その後、担当者は部分開示決定通知書の非開示対象項目に当該職名の記載がないことを認識しないまま、部分開示決定通知書を作成し、当該職名については非開示として本件行政文書の開示を実施した。そして、審査請求後に警部補等が係に複数名いたことを認識したとのことであった。以上を踏まえれば、本件処分において、開示決定に即した実施が行われておらず、実施機関による慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ない。今後、実施機関においては、開示決定に当たって同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙 1

本件行政文書	開示すべき部分
(1)	起案者の職名
(4)	起案者の職名
(4)	令和〇年〇〇月〇〇日付け「調査結果報告書」の全て

本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年8月26日	○諮問を受けた（諮問乙第98号）。
令和5年4月20日 （第272回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年6月30日 （第273回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年7月28日 （第274回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年8月23日 （第275回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年10月27日 （第277回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年11月30日 （第278回審査会）	○事案の審議を行った。
令和5年12月22日 （第279回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年1月26日 （第280回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年2月27日 （第281回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和6年3月26日現在)

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋洋介	弁護士	会長
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
吉田大輔	弁護士	

(五十音順)